

相模原市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定に基づき教育局を対象に監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年3月5日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査並びに同条第1項及び第5項の規定に基づく工事監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

平成29年10月5日から平成30年3月1日まで

(2) 監査委員による監査実施日

平成30年3月2日

3 監査対象

(1) 対象部局

教育局

(2) 対象年度

平成29年度

ただし、必要に応じて平成28年度以前分を対象とした。

第2 財務監査

1 監査対象事務及び監査実施課・機関

これまでの監査結果を踏まえて、指摘事項等のあった事務事業及び科目並びに予算の執行状況を考慮し執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課・機関
(1) 社会教育費雑入の収入に関する事務 (公民館簡易印刷機使用実費負担金)	生涯学習部 生涯学習課、大沢公民館、 星が丘公民館、清新公民館、 中央公民館、陽光台公民館
(2) 旅費の支出に関する事務	学校教育部 学校教育課
(3) 委託料の支出に関する事務	教育環境部 学校保健課 生涯学習部 スポーツ課、図書館、 相模大野図書館、博物館
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	総合学習センター 教育環境部 学務課、学校施設課 生涯学習部 図書館
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務 (平成28年度包括外部監査において 監査対象とされた300万円以上の補助金を除く)	教育環境部 学務課 生涯学習部 生涯学習課、スポーツ課

2 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 社会教育費雑入の収入に関する事務	現金の保管及び納付が適正に行われないリスク	ア 現金は適正に保管及び納付されているか。
(2) 旅費の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。 イ 支出の遅れや概算払いの精算の遅れはないか。
(3) 委託料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ 支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
(4) 使用料及び賃借料の支出に関する事務	契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク 支出が適正に行われないリスク	ア 契約相手方の選定方法は適切か。 イ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ 支出は適正な時期に行われているか。
(5) 負担金、補助及び交付金の支出に関する事務	算定及び支出が適正に行われないリスク	ア 算定及び支出は適正に行われているか。 イ 交付条件は適切に付され、条件どおり履行されているか。

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課・機関に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 社会教育費雑入

印刷機利用申請書、現金受払簿、納付書兼領収書 等

イ 旅費

支出負担行為兼支出命令書、出張命令票、出張命令簿、請求書 等

ウ 委託料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、仕様書、報告書類、請求書、支出命令書 等

エ 使用料及び賃借料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、物件仕様書、物件明細書、請求書、支出命令書 等

オ 負担金、補助及び交付金

補助金等交付申請書、事業計画書、収支予算書、補助金等交付決定通知書、実績報告書、収支決算書、請求書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

生涯学習課、中央公民館、陽光台公民館、学校保健課及び学校施設課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査の結果

(1) 指摘事項

学校保健課が締結した相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)は、契約書では、契約相手方が業務の円滑な履行が図られるよう業務従事者を配置することを定め、仕様書において、業務責任者、食品衛生責任者のほか調理業務従事者、配送業務従事者、配膳員等を置くこととされている。また、仕様書で配送業務従事者を含む業務従事者に対して、健康診断を年1回、腸内細菌検査を毎月2回(年24回)行い、検査結果を書面により報告することを求めている。

業務従事者の配置状況について、契約相手方から提出された報告書等を確認したところ、業務従事者は平成29年1月5日付けの業務従事者報告書によれば76人となっており、同月10日付けの業務従事者変更報告書で4人が追加されていた。一方で、同月18日付けの健康診断結果報告書では7人分が、10月3日に提出された9月分の腸内細菌検査結果では96人分が記載されており、これらの報告書からは業務従事者の把握はできなかった。

中学校デリバリー給食の実施に当たって、衛生面について定めた「相模原市中学校給食調理衛生管理基準(平成28年4月1日改訂)」では、給食調理従事者に対する健康診断や検便による腸内細菌検査を実施することとされており、本契約においても契約相手方に遵守することを求めているが、業務従事者に関する報告書と健康診断や腸内細菌検査結果報告に不整合が見られたことは、業務従事者の把握や業務の履行に伴う衛生管理の状況についての確認が不十分であったことを示している。

本契約については、平成28年1月の定期監査において、仕様書に定めた食器具及び調理用具の細菌や残留物に係る検査結果の提出が確認できなかったことなどから指摘事項としたところであるが、今回の監査においても依然として不適切な事務処理が行われていたことは遺憾である。

今後の中学校給食調理業務委託に当たっては、衛生管理の重要性を再認識し、業務従事者や業務の履行に伴う衛生管理の状況について十分把握するなど、適正に事務を執行されたい。

(2) 注意事項

ア 公民館の社会教育費雑入の収入に関する事務を調査したところ、簡易印刷機使用実費負担金において次のような事例が見られた。

(ア) 中央公民館及び陽光台公民館において、簡易印刷機使用者から徴収した10月分利用料のうち、算定誤りによる誤徴収が見られた。

(イ) 中央公民館における現金受払簿の現金取扱員が押印すべき欄が、全て現金出納員により押印されており、現金取扱員は押印していなかった。

相模原市会計規則(平成4年相模原市規則第10号)において、現金出納員は現金の出納及び保管の事務を行い、現金取扱員は現金出納員の命を受けて現金の出納及び保管の事務に従事するとされており、それぞれ各公民館に置かれている。また、「現金出納員事務の手引」では、収納金に

ついて、集計作業は必ず複数の職員で行うなど適正に取り扱うこととされている。

今後は、現金出納員及び現金取扱員の職責や収納金の取扱いについて再確認し、適正に現金出納事務を執行するよう注意する。

イ 学校施設課の使用料及び賃借料の支出に関する事務を調査したところ、市立大野小学校外3校普通教室等冷暖房設備賃貸借において、特記仕様書に定期点検等が定められているが、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号。以下「契約規則」という。)第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。また、契約相手方から定期点検後に報告書が提出されていたものの、決裁処理が行われていなかった。

今後は、履行確認の重要性を再認識し、事務処理方法や確認体制を見直すなど、適正に契約事務を執行するよう注意する。

(3) 教育局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5 意見

(1) 簡易印刷機利用料徴収事務について

公民館に設置された簡易印刷機を利用する際に記入する申請書の様式は、各公民館で独自のものが使用されていた。また、利用者の実費負担については、「相模原市立公民館における簡易印刷機利用基準」で負担額が定められているが、製版や印刷枚数の数え方については、各公民館がそれぞれ解釈し運用を行っていた。

今後は、利用料徴収事務の各公民館における正確性、効率性の向上や、公平性、透明性を図る観点から、使用する様式や同基準の運用について統一化を図られたい。

(2) 安全・安心な学校給食の提供について

中学校デリバリー給食は、「相模原市立中学校完全給食実施方針」の、栄養バランスのとれた安全な給食を提供するという基本方針の下、業務委託に当たって、「相模原市中学校給食調理衛生管理基準」に定められた給食調理従事者が年1回健康診断を行うことや、毎月2回以上検便による腸内細菌検

査を行うことなどの遵守を契約相手方に求めている。

今回の監査において、業務従事者や業務の履行に伴う衛生管理の把握が不十分な状況が見られたが、給食の安全性を確保する観点から、調理等の作業において食品に接触する可能性のある給食調理従事者の健康状態を把握することは大変重要である。

平成28年1月の定期監査において、ランチボックスの大腸菌群に係る検査結果の提出等が確認できないなど不適切な事務処理が見られたことから、安全・安心な学校給食の提供について意見としたところであるが、教育委員会は、改めて学校給食における安全性確保の重要性について認識し、給食調理事業者に対する指導監督を徹底するなど、安全・安心な学校給食の提供について万全を期されたい。

第3 行政監査(重点調査項目)

1 監査の調査項目

重点調査項目として次のとおりテーマ及び監査実施課・機関を定め、監査を行った。

(1) テーマ

契約における業者選定(1者随意契約の場合)について

(2) 監査実施課・機関

ア 教育総務室

イ 総合学習センター

ウ 教育環境部

学務課、学校保健課、学校施設課

エ 学校教育部

学校教育課、教職員人事課、教職員給与厚生課、相模川自然の村野外体験教室、青少年相談センター

オ 生涯学習部

生涯学習課、文化財保護課、スポーツ課、図書館、相模大野図書館、橋本図書館、博物館、小山公民館、大野南公民館、大野北公民館、大野中公民館、相武台公民館、東林公民館、大沼公民館、陽光台公民館、城山公民館、津久井中央公民館

2 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則とされているが、法第234条第2項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約による契約の締結に当たっては、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に1者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

そこで、契約における業者選定(1者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

3 監査の対象

教育局の各課・機関が締結した委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則において、随意契約を行う場合に1人の見積書の徴取で足りる等と規定されている、予定価格が10万円以下の契約については除外した。また、公民館32館のうち22館は対象となる契約がなかった。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

リスク	主な着眼点
業者選定が適正に行われないリスク	(1) 1者随意契約とする場合の理由は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の2第1項各号の要件に該当していることが確認できるか。 (2) 政令第167条の2第1項第2号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。 (3) 1者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課・機関に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書、契約書、仕様書、再委託の承諾に関する書類 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

6 対象事務の概要

(1) 1者随意契約に関する事務の概要

1者随意契約に当たり、担当課は「随意契約適正執行のための指針」(平成22年4月1日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)に基づき、予定価格10万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由書(以下「1者随契理由書」という。)及び随意契約で2人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第26条に定める額を超える随意契約のうち、政令第167条の2第1項第2号～第9号(第3号及び第4号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により1者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考1】

随意契約によることができる場合(政令第167条の2第1項各号の概要)

第1号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき
第3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき
第4号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき
第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
第9号	落札者が契約を締結しないとき

【参考2】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約の種類	契約方法	1者随契理由で公表の対象とする範囲	
工事又は製造の請負		250万円以下	超 公表
財産の買入れ		160万円以下	超 公表
物件の借入れ		80万円以下	超 公表
財産の売払い		50万円以下	超 公表
物件の貸付け		30万円以下	超 公表
前各号に掲げる以外のもの		100万円以下	超 公表

(2) 1者随意契約の状況について(平成29年11月末現在)

ア 契約の状況

委託料に関する契約の状況は、表1のとおりである。

契約全体では、件数が603件、契約金額は合計31億6,212万円であった。随意契約は、件数が464件(76.9%)、契約金額は合計18億2,890万円(57.8%)であり、このうち1者随意契約となっていたものは298件で、随意契約に占める割合は64.2パーセントであった。契約金額の最高額は「平成29年度相模原市立小中学校英語指導助手派遣契約」の160,405,590円であった。

イ 1者随意契約適用の理由及び根拠

1者随意契約298件のうち257件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第167条の2第1項第2号を根拠としていた。また、14件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第3号を、26件は機械警備等に係る委託契約であり競争入札に付することが不利と認められるとの理由から同項第6号を、1件は競争入札に付したが落札者がいないとの理由から同項第8号を根拠としていた。

ウ 契約継続年数

1者随意契約298件のうち政令第167条の2第1項第2号を根拠とする257件の同一の相手方との継続契約年数の状況は、表2のとおり

である。5年以上継続して契約を締結していたものは189件(73.5%)であり、継続年数の最長は、「児童生徒尿検査委託」の49年であった。

表1 契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
契約全体	603	3,162,129,451
一般競争入札	2	18,325,440
指名競争入札	137	1,314,894,697
随意契約	464	1,828,909,314
見積合せ	166	195,654,507
1者随意契約	298	1,633,254,807

表2 契約継続年数

契約継続年数	1年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	不明	計
件数	28	34	87	54	48	6	257

当初契約年度が不明であるもの

7 監査の結果

今回の行政監査において、教育局各課・機関の1者随意契約における業者選定に関する事務執行に特段の問題は見られなかった。

随意契約は政令で規定する要件に該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。また、透明性を確保し市民への説明責任を果たす観点から、1者随意契約と判断した経過や理由を1者随契理由書に具体的に記載する必要がある。

今後とも関係諸規程に準拠し、適正に業者選定を行われたい。

第4 行政監査(個別調査項目)

1 監査の調査項目

個別調査項目として次のとおりテーマ及び監査実施課を定め、監査を行った。

(1) テーマ

野外体験教室について

(2) 監査実施課

学校教育部相模川自然の村野外体験教室

- ・相模原市立相模川自然の村野外体験教室
- ・相模原市立ふるさと自然体験教室

2 監査の目的

市は、平成7年に相模原市立野外体験教室条例(平成7年相模原市条例第28号。以下「条例」という。)を制定し、体験学習及び集団生活を通して自然や人とふれあうことにより、児童生徒の創造性及び主体性を培い、もって豊かな心を育む教育を推進することを目的として、平成8年に相模川自然の村野外体験教室を、平成22年にふるさと自然体験教室を設置した。

平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間としている「新・相模原市総合計画」(平成22年3月策定)では、教育・文化プロジェクトの重点テーマとして「自然を生かした体験学習や地域との協働による教育環境の充実」を掲げ、体験学習推進事業を重点事業に位置付け、野外体験教室における活動を推進し、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育成することとしている。

こうした中、平成28年度における野外体験教室の利用状況は、394団体、2万6,418人となっており、多くの児童生徒等が利用している状況にある。

このようなことから、野外体験教室が行う体験学習推進事業に係る事務が適切に行われているかを主眼として、行政監査を実施した。

3 監査の対象

野外体験教室における体験学習推進事業に関する事務を対象とした。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6

項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

リスク	主な着眼点
(1) 野外体験学習が適切に行われないリスク	ア 学習計画書等に基づき、野外体験学習が計画的に実施されているか。 イ 小中学校等の教育機関との連携や野外体験教室相互の連携が図られているか。 ウ 施設利用者の安全対策が適切に講じられているか。
(2) 財務に関する事務が適正に行われないリスク	ア 利用の申請、減免、承認等の手続は法令等に基づき適正に行われているか。 イ 現金は適正に保管及び納付されているか。 ウ 契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

5 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

体験学習計画書、体験学習報告書、関係機関との会議報告書、危機管理対策マニュアル、野外体験教室利用の申請、承認、取消し及び変更に関する書類、野外体験教室の使用料の減免及び還付に関する書類、現金受払簿、施設管理等の委託業務契約書類 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

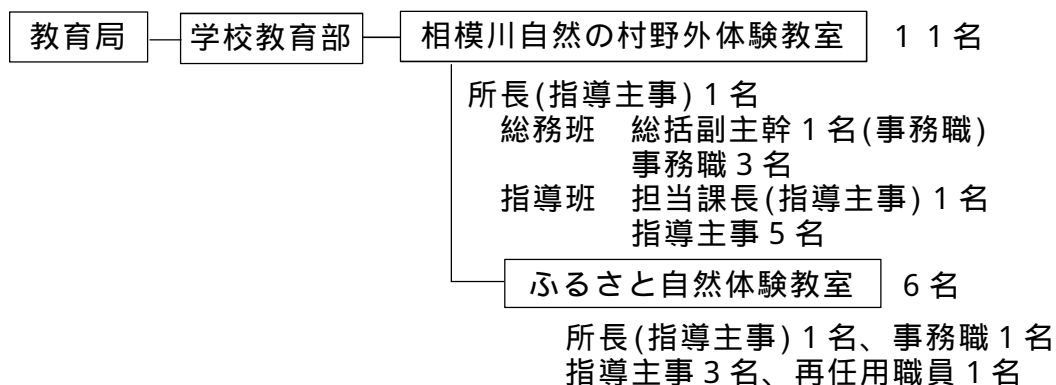
相模川自然の村野外体験教室の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 野外体験教室の概要

相模川自然の村野外体験教室の愛称は「相模川ピレッジ若あゆ」(以下「若

あゆ」という。)、ふるさと自然体験教室の愛称は「ふじの体験の森やませみ」(以下「やませみ」という。)とされており、平日は市内の小中学校等が校外学習の場として、土・日曜日や市立小中学校の夏季休業中などは青少年団体等が主に利用している。

(1) 組織(平成 2 9 年 4 月 1 日時点)



上記のほかに野外体験活動推進員(非常勤特別職)、看護師(非常勤一般職)等を配置

なお、事業の企画及び実施について調査研究等を行うため、学識経験者、小中学校関係者、青少年団体関係者、公募による市民、地域関係者等で構成された相模原市立野外体験教室運営協議会が要綱により設置されており、平成 2 9 年 7 月 1 8 日には、平成 2 8 年度事業報告や平成 2 9 年度事業計画等について協議が行われていた。

(2) 施設等の概要

施設等の概要は表 3 のとおりである。

表 3 施設等の概要

名 称	相模川自然の村野外体験教室 (若あゆ)	ふるさと自然体験教室 (やませみ)
所在地	緑区大島 3 4 9 7 番地 1	緑区澤井 9 3 6 番地 1
開所	平成 8 年 4 月 2 2 日	平成 2 2 年 4 月 1 日
敷地面積	1 8 , 0 3 1 . 1 6 m ²	3 , 2 6 3 . 0 1 m ²
建物	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建
建築面積	5 , 5 4 0 . 1 6 m ²	9 4 1 . 3 1 m ²
延床面積	8 , 8 5 4 . 0 2 m ²	1 , 7 9 7 . 2 8 m ²

定員等	児童生徒宿泊室 28室 定員280人 障害児宿泊室 2室 定員6人 引率者宿泊室 4室 定員20人	児童生徒宿泊室 6室 定員120人 引率者宿泊室 2室 定員10人
休所日	12月28日から翌年の1月3日までの日 教育委員会が定める日	
利用時間	宿泊利用 利用開始日の午前9時から利用終了日の午後5時まで 日帰り利用 午前9時から午後5時まで	

(条例、平成29年度相模原市政の概要、市ホームページ等より作成)

(3) 利用できるものの範囲

条例及び相模原市立野外体験教室条例施行規則(平成7年相模原市教育委員会規則第13号。以下「規則」という。)において、野外体験教室を利用できるものの範囲は表4のとおり定められている。

教育委員会が市内小中学校等の利用に支障がないと認めるときは、「市内小中学校等以外のもの」が利用できる。

表4 利用できるものの範囲

区分	説明
市内小中学校等	市内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)、特別支援学校の小学部・中学部
市内小中学校等以外のもの	市内の幼稚園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部
	市内の保育所、幼保連携型認定こども園等
	市外の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、保育所
団体少年等	おおむね20人以上の青少年(満18歳以下)の団体
	おおむね20人以上の青少年育成団体

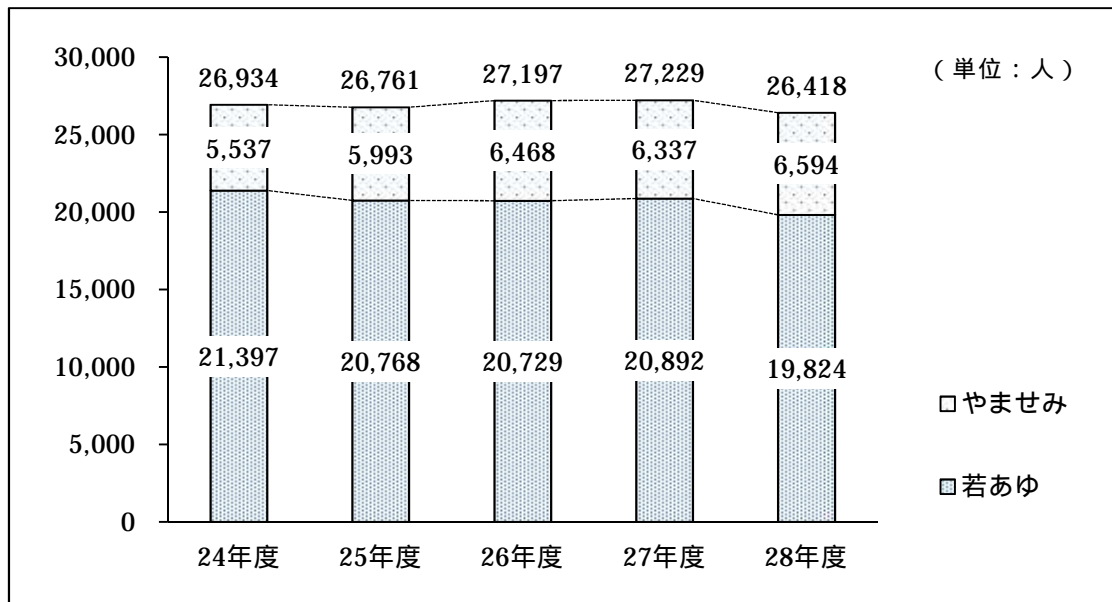
(条例及び規則より作成)

(4) 利用状況

若あゆ及びやませみの利用者数の推移は図1、利用団体数の推移は図2のとおりであり、利用者数、団体数ともほぼ横ばいの状況となっている。平成

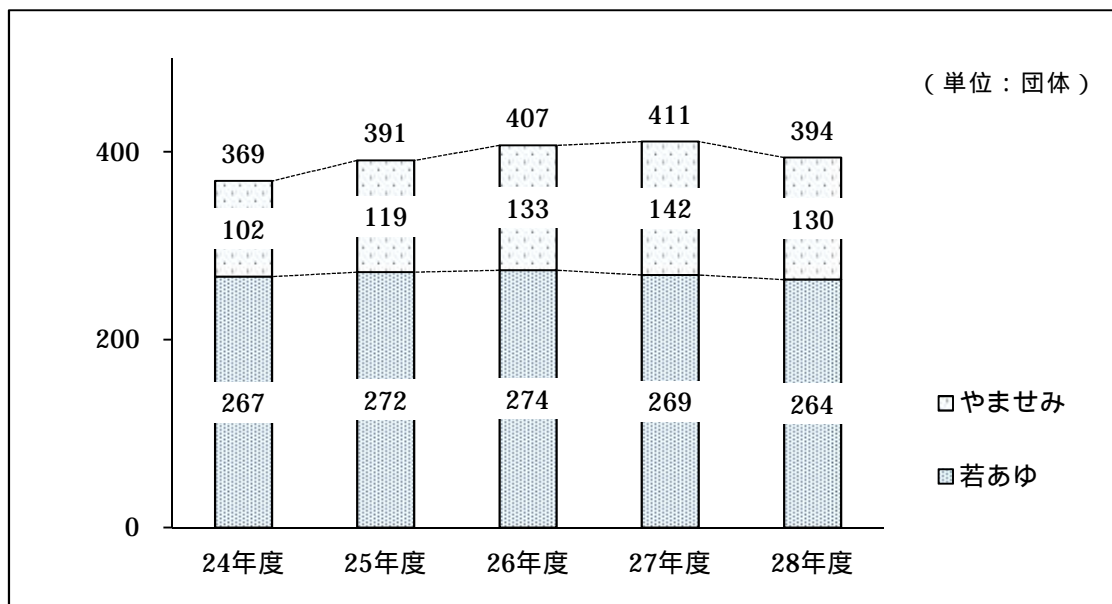
28年度における利用形態別、団体種別利用状況は表5のとおりである。

図1 利用者数の推移



(平成28年度年報等より作成)

図2 利用団体数の推移



(平成28年度年報等より作成)

表 5 利用形態別、団体種別利用状況(平成 28 年度)

		若あゆ						やませみ						合 計	
		宿泊利用		日帰り利用		合 計		宿泊利用		日帰り利用		合 計			
		団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数	人数
学校関係	小学校	41	3,557	28	2,777	69	6,334	33	2,650	14	649	47	3,299	116	9,633
	中学校	31	5,512	1	124	32	5,636	8	304	2	11	10	315	42	5,951
	幼稚園等	15	1,030	1	114	16	1,144	3	193	4	169	7	362	23	1,506
	高等学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	87	10,099	30	3,015	117	13,114	44	3,147	20	829	64	3,976	181	17,090
青少年団体等	子ども会	14	758	6	209	20	967	2	92	1	23	3	115	23	1,082
	スポーツ少年団	54	2,312	1	30	55	2,342	21	903	2	77	23	980	78	3,322
	ボーイスカウト等	3	124	3	285	6	409	0	0	1	22	1	22	7	431
	鼓笛隊等	10	347	23	553	33	900	0	0	0	0	0	0	33	900
	その他	18	1,140	15	952	33	2,092	31	1,193	8	308	39	1,501	72	3,593
	合 計	99	4,681	48	2,029	147	6,710	54	2,188	12	430	66	2,618	213	9,328
合 計		186	14,780	78	5,044	264	19,824	98	5,335	32	1,259	130	6,594	394	26,418

(平成 29 年度相模原市政の概要より作成)

7 利用承認事務の状況

(1) 利用承認手続

表 6 のとおり、各団体が利用承認申請書を提出できる期間については規則で規定されている。利用の承認に当たっては、抽選の結果又は申請の順序に従って、利用承認通知書により通知するものとされている。

また、利用の取消しや承認された事項の変更をしようとするときは、利用承認取消(変更)申請書に利用承認通知書を添えて提出しなければならないとされ、承認するときは利用承認取消(変更)決定通知書により通知するものとされている。なお、規則には市内小中学校等に対する提出期間の定めはない。

表 6 野外体験教室利用承認申請書の提出期間

		宿泊利用	日帰り利用
市内幼稚園、高等学校、保育所等	始期	利用開始日の属する年度の前年度の 1 1 月 1 日	利用日の属する年度の前年度の 1 1 月 1 日
	終期	利用開始日の属する年度の前年度の 1 1 月 30 日	利用日の属する年度の前年度の 1 1 月 30 日

市外幼稚園、 小学校、中学校、 高等学校等		始期	利用開始日の属する年度の 前年度の12月1日	利用日の属する年度の前年 度の12月1日
		終期	利用開始日の属する年度の 前年度の12月27日	利用日の属する年度の前年 度の12月27日
青少年 団体等	市内	始期	利用開始日の属する月の3 月前の月の初日	利用日の属する月の3月前 の月の初日
		終期	利用開始日の3日前	利用日の3日前
	市外	始期	利用開始日の属する月の2 月前の月の初日	利用日の属する月の2月前 の月の初日
		終期	利用開始日の3日前	利用日の3日前

(規則より作成)

(2) 各団体との日程調整等

ア 市内小中学校等

平成29年度の利用承認に当たり、市立小中学校(市立小学校72校、市立中学校37校)の日程調整が平成28年6月頃から市立小学校長会、市立中学校長会を通じて行われ、11月に申請書が提出され承認されていた。

イ 市内小中学校等以外のもの

(ア) 市内小中学校等以外の学校

市内の幼稚園、特別支援学校の高等部、保育所等に対しては、市内小中学校利用日の日程調整後に空いている利用枠で調整が行われる。調整に時間を要したため、若あゆ、やませみで野外体験教室利用承認申請書が平成28年12月に提出されている事例が見られた。

また、市内幼稚園等の日程調整後に、利用実績のある市外の幼稚園、小学校等に対し、利用の有無等について確認が行われていた。

(イ) 青少年団体等

市内の青少年団体等の宿泊利用については、抽選により利用者を決定しており、抽選の申込みは、利用開始日の3か月前の月の1日から10日までに、窓口、ファクス及び電子メールで野外体験教室利用承認申請書を提出する方法と、さがみはらネットワークシステム(以下「Sネット」という。)から申し込む方法とがある。抽選は毎月11日に行われ、申込者は19日までにSネット又は電話で抽選結果を確認し、20日ま

でに詳細の申込みを行うこととなっており、21日からは空き施設の随時利用の申請を受け付けている。

若あゆでは平成29年5月の利用承認のうち2件について、承認事項変更等の手続が行われていなかった。

また、やませみでは7月のSネットによる随時の利用承認3件について、決裁処理が行われていなかった。

(3) 申請書等について

規則で定められた利用承認に係る申請書等は表7のとおりであるが、実際に使用されている申請書等の名称は規則と異なるものが多く見られたほか、若あゆとやませみの間でも相違が見られた。また、これらのほか特別な設備の使用に関する特別設備等承認申請書、物品の販売等の許可に関する販売行為等許可申請書が規定されている。

なお、市内小中学校等の申請書等については、規則で定められておらず、市内小(中)学校利用申請書及び市内小(中)学校利用承認通知書が使用されている。

表7 申請書等の名称の比較

手続	規則	若あゆ	やませみ
利用承認	野外体験教室利用承認申請書 (第4条第1項)	野外体験教室使用申請書(*) 野外体験教室利用承認申請書	野外体験教室利用承認申請書
	野外体験教室利用承認通知書 (第5条第1項)	野外体験教室使用許可書(*)	自然体験教室ご予約通知書(相模原市立ふるさと自然体験教室利用承認通知書)
利用の取消し、承認事項変更	野外体験教室利用承認取消(変更)申請書 (第8条第1項)	野外体験教室変更取消申請書(*) 野外体験教室利用取消申請書 野外体験教室利用承認取消(変更)申請書	自然体験教室利用承認取消(変更)申請書
	野外体験教室利用承認取消(変更)決定通知書 (第8条第2項)	野外体験教室変更取消許可書(*) 野外体験教室利用取消通知書 野外体験教室利用承認取消(変更)通知書	自然体験教室利用承認取消(変更)通知書

使用料の減免	申請	野外体験教室使用料減免申請書 (第9条第2項)	野外体験教室減免申請書(*) 設備使用減免申請書(*)	自然体験教室使用料減免申請書
	減額又は免除	野外体験教室使用料減免決定通知書 (第9条第3項)	野外体験教室減免許可書(*) 野外体験教室使用減免許可書(*)	自然体験教室使用料減免決定通知書
使用料の還付	申請	野外体験教室使用料還付申請書 (第10条第2項)	野外体験教室使用料還付申請書	自然体験教室使用料還付申請書
	還付	野外体験教室使用料還付決定通知書 (第10条第3項)	野外体験教室使用料還付通知書	自然体験教室使用料還付通知書

下線は、規則の名称と異なる申請書等

(*) S ネットから出力される申請書等

(4) 使用料

条例及び規則において表8のとおり使用料が定められており、前納とされている。なお、市内小中学校等は無料となっている。

また、使用料の減免及び還付については、表9及び表10のとおり定められている。

表8 使用料(条例別表(第9条関係))

施設名	区分		単位	使用料	
				市内小中学校等	市内小中学校等以外のもの
相模原市立相模川自然の村野外体験教室	宿泊利用	児童生徒宿泊室	1室1泊につき	無料	8,000円
		引率者宿泊室	1室1泊につき	無料	4,000円
	日帰り利用	半日	1人1回につき	無料	200円
		全日	1人1回につき	無料	400円
相模原市立ふるさと自然体験教室	宿泊利用	児童生徒宿泊室	1室1泊につき	無料	6,300円
		引率者宿泊室	1室1泊につき	無料	3,200円
	日帰り利用	半日	1人1回につき	無料	100円
		全日	1人1回につき	無料	200円

備考

- 1 宿泊利用には、宿泊室以外の施設の利用を含む。
- 2 日帰り利用とは、宿泊室以外の施設の利用をいう。
- 3 半日とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までを、全日とは午前9時から午後5時までをいう。

表 9 使用料の減免

区 分	減免率
市内の幼稚園、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部	50パーセント
市内の保育所、幼保連携型認定こども園等	
市内の青少年団体	

(規則より作成)

表 10 使用料の還付

区 分	還付率
災害その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき	既納使用料の100パーセント
利用開始日の7日前までに利用の取消しを申請し、教育委員会の承認を得たとき	既納使用料の100パーセント
利用開始日の3日前までに利用の取消しを申請し、教育委員会の承認を得たとき	既納使用料の50パーセント
利用開始日の7日前までに承認事項変更を申請し、教育委員会の承認を得た場合で既納使用料が過納となったとき	既納使用料のうちの過納額の100パーセント
利用開始日の3日前までに承認事項変更を申請し、教育委員会の承認を得た場合で既納使用料が過納となったとき	既納使用料のうちの過納額の50パーセント

(規則より作成)

(5) 現金の管理

若あゆでは、宿泊室の変更による追加使用料等が利用日当日に施設において現金納付されていたが、現金は適切に保管され金融機関に預け入れられていた。なお、やませみでは、施設での現金納付の事例はなかった。

8 体験学習の実施状況

(1) 利用説明会

利用に当たっての注意事項等を周知するため、平成29年度に野外体験教室を利用する小中学校、幼稚園等に対し説明会を開催し、体験学習計画書等の提出書類の記載方法、施設の利用方法、緊急時の対応、食物アレルギー対応等の資料が配付されている。

また、青少年団体等に対しては、活動プログラムの作り方、施設の利用方法、緊急時の対応等を記載した利用の手引きを郵送しているほか、若あゆ、やませみの各ホームページにも当該手引きが掲載されている。

(2) 利用の打合せ

小中学校等については、説明会後に若あゆ、やませみの担当職員と各小中学校等の担当職員とで、児童生徒のどのような資質・能力を育てるのかといったねらいや、その達成のための活動プログラム、各活動の進め方、健康面、安全面の配慮事項や緊急時の対応方法等を確認するため、打合せが個別に実施されている。

また、幼稚園等や青少年団体等については、直接又は電話等により打合せが行われている。

(3) 体験学習相談

体験活動の教育的価値や教育課程での位置付けについての理解を深め、教員の資質や学校における実践的指導力の向上を図るため、小中学校等からの依頼に基づき、体験活動における指導のポイントなどについて体験学習相談が随時行われている。

(4) 体験学習の計画について

小中学校等には利用に際して、利用者数や利用宿泊室等を記載した施設利用計画書、学校のねらいや学校における年間計画の位置付け等を記載した体験活動の構想、体験活動のタイムテーブル等を記載した活動計画書等を体験学習計画書として、事前に提出を求めている。

また、それ以外の団体には体験活動、食事等のタイムテーブル等が記載された活動プログラムを事前に提出させ、若あゆ、やませみ職員は当日に利用する各団体も含めて1日の活動プログラム総括表を作成し、あらかじめ各利用団体に送付している。

(5) 体験活動の状況

子どもたちの自主性や創造性を育むため、地域の特色等を生かして、平成28年度は若あゆでは農業体験(稲作)、城山ハイキング、スターウォッチング等が、やませみでは川あそび、陣馬山登山、チャレンジレガッタ等それぞれ77のメニューが用意され体験活動が行われていた。平成28年度における団体別の主な活動状況は、表11のとおりである。

また、体験活動を充実させるため、必要に応じ専門技術を有する方や経験豊富な地域の方などが活動協力者となり体験活動が実施されている。平成29年度(11月末現在)の活動協力者の登録は、若あゆでは団体が7、個人が43、やませみでは団体が3、個人が74となっている。

表1-1 団体別の主な活動状況(平成28年度)

		延べ活動者数	主な活動状況
若あゆ	小学校等	26,383人	農業体験(稲作) 4,989人 野外炊事(カレー・豚汁) 3,799人 キャンプファイヤー 3,334人 オリエンテーリング 2,058人 農業体験(畑作) 1,484人 食農(その他) 1,345人 キャンドルファイヤー 1,260人 等
	中学校等	35,366人	学年・学級集会 9,101人 野外炊事(カレー・豚汁) 5,977人 キャンドルファイヤー 3,353人 城山ハイキング 3,202人 オリエンテーリング 2,520人 マウンテンバイク 617人 スターウォッチング 603人 等
	幼稚園等	1,205人	キャンドルファイヤー 572人 キャンプファイヤー 259人 スターウォッチング 151人 等
	青少年団体等	13,278人	自主活動 4,647人 野外炊事(カレー・豚汁) 2,660人 キャンプファイヤー 1,286人 キャンドルファイヤー 860人 スターウォッチング 575人 等
やませみ	小学校等	14,317人	キャンプファイヤー 2,046人 野外炊事(カレー) 2,031人 川あそび 1,231人 はし(竹づかい) 984人 イニシアチブゲーム 961人 野外炊事(その他) 587人 食農 460人 等
	中学校等	2,101人	学年・学級集会 284人 キャンプファイヤー 218人 野外炊事(カレー) 215人 イニシアチブゲーム 194人 陣馬山登山 189人 焼き杉 145人 チャレンジレガッタ 128人 等
	幼稚園等	713人	川あそび 266人 キャンプファイヤー 149人 学年・学級集会 91人 等
	青少年団体等	6,993人	自主活動 4,174人 野外炊事(その他) 868人 川あそび 568人 野外炊事(カレー) 485人 キャンプファイヤー 237人 等

(平成28年度年報より作成)

(6) 課題の把握・評価

ア 体験学習報告書

小中学校等については、若あゆ、やませみの職員により、体験学習実施までの学校対応、実施の評価・反省及び事後に向けての改善点等を記載した体験学習報告書が作成されている。

イ 利用アンケート

小中学校や幼稚園など各利用団体のニーズや体験活動の課題を把握するため、団体ごとにアンケート調査が実施されている。

平成28年度に利用した小中学校108校に対する学校利用アンケートの結果(表12)では、肯定的な評価が多かった。

表12-1 ねらいに合った活動の設定 (単位：%)

	十分できた	できた	あまりできなかった	できなかった
若あゆ	75.4	24.6	0	0
やませみ	56.4	41.0	2.6	0
合計	68.5	30.6	0.9	0

表12-2 学校のねらいの達成 (単位：%)

	十分できた	できた	あまりできなかった	できなかった
若あゆ	59.4	39.1	1.4	0
やませみ	61.5	38.5	0	0
合計	60.2	38.9	0.9	0

表12-3 取り組みの様子 (単位：%)

	意欲的	やや意欲的	やや消極的	消極的
若あゆ	89.9	10.1	0	0
やませみ	92.3	7.7	0	0
合計	90.7	9.3	0	0

表12-4 体験活動の内容 (単位：%)

	十分満足	満足	やや不満	不満
若あゆ	71.0	26.1	2.9	0
やませみ	69.2	30.8	0	0
合計	70.4	27.8	1.9	0

表12-5 職員の支援 (単位：%)

	十分満足	満足	やや不満	不満
若あゆ	85.5	14.5	0	0
やませみ	89.7	10.3	0	0
合計	87.0	13.0	0	0

表 1 2 - 6 子どもたちの変容 (単位：%)

	十分見られた	見られた又は やや見られた	変化なし
若あゆ	5 8 . 0	4 2 . 0	0
やませみ	5 6 . 4	4 3 . 6	0
合計	5 7 . 4	4 2 . 6	0

(平成 2 8 年度学校利用アンケートの結果についてより作成)
小数点第 2 位を四捨五入

9 関係機関との連携

(1) 小中学校等の教育機関との連携

利用に当たっては、説明会、利用の打合せ、体験学習相談、計画書作成等の各段階において、当該小中学校等と連携し効果的な体験学習の実施に向けた取組が行われている。

(2) 野外体験教室相互の連携

若あゆ、やませみの全体に係る重要事項について企画立案し、連絡調整を図ることを目的とした、両施設の管理職員等による企画会議が、平成 2 9 年度は 1 1 月までに 1 5 回開催され、今後の野外体験教室の在り方や学校利用説明会、不審者対応訓練等について協議が行われた。

また、両施設の常勤職員による所内会議が平成 2 9 年度は 1 1 月までに、野外体験教室運営要項、公金の取扱い、次年度の利用計画等についてを議題として 2 回開催された。

10 利用者の安全対策

(1) 危機管理対策マニュアル

若あゆ、やませみのそれぞれにおいて自然災害、火災、事故、病気、怪我等が発生した場合や不審者を発見した場合等の緊急時における対応、活動内容ごとに予想される事故、危険等と安全への配慮事項、食中毒予防マニュアル等について、「危機管理対策マニュアル」が作成されている。このマニュアルは職員に配付されており、警備員にも周知されている。

(2) 訓練、研修等の実施

野外体験教室運営要項に基づき、消火訓練及び避難訓練が計画的に行われている。

また、平成 2 9 年 7 月には不審者が施設内に侵入した際の初動体制及び利

用者の安全確保、避難方法等の検証を行うとともに、各職員の意識の向上に努めることを目的に、相模原北警察署の協力の下、若あゆ、やませみ合同による不審者侵入時対応訓練が実施された。そのほか8月には、体験活動における安全面の対策(リスクマネジメント)や配慮事項等について理解を深め、今後の施設運営や活動指導に役立てることをねらいとして、外部講師による職場研修が開催された。

(3) 体験学習に使用する用具等の安全点検

チェックリストに基づき、体験活動を行う場所の安全性や、体験活動で使用する包丁、はさみ等の用具の数量等の確認を定期的に行っているほか、使用時にも安全点検を行っている。

11 委託料等の支出に関する事務

調査対象とした契約等は表13のとおりである。

表13 調査対象

		契約名	契約金額 (円)	契約期間
委託料	若あゆ	体験農園指導・管理委託契約	1,099,468	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日
		相模原市立相模川自然の村野外体験教室の管理に関する協定書	477,920,000 平成29年度 95,584,000	平成26年4月1日 ～平成31年3月31日
	やませみ	ふるさと自然体験教室自家用電気工作物保安管理業務委託契約	286,200	平成29年4月1日 ～平成30年3月31日
		ふるさと自然体験教室総合管理業務委託契約	契約限度金額 10,225,008	平成29年5月1日 ～平成30年3月31日
使用料及び賃借料	若あゆ	デジタル印刷機賃貸借契約	月額20,499	平成25年5月1日 ～平成30年4月30日
	やませみ	寝具賃貸借契約	月額264,600	平成28年6月1日 ～平成31年5月31日

上記のうち、相模原市立相模川自然の村野外体験教室の管理に関する協定書に基づく指定管理料の支出について、業務報告書で契約の履行を確認できないものが見られた。

ふるさと自然体験教室総合管理業務委託については、契約書約款に監督及び

検査に関する規定がなかった。また、契約相手方から提出された報告書のうち、業務の履行が確認できないものが散見されたほか、未提出となっている報告書が見られた。

12 監査の結果(検討すべき事項)

今回の行政監査の結果、野外体験学習については、学習計画書等に基づき実施されているなど特段の問題は見られなかったが、今後、利用承認事務及び契約事務を改善するために検討すべき事項は次のとおりである。

(1) 利用承認に関する事務について

ア 相模川ビレッジ若あゆ

(ア) 平成29年7月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。

(イ) 平成29年7月に児童生徒宿泊室を利用した団体において、承認事項変更の手続を行わないまま、引率者宿泊室を追加利用している団体が見られた。

(ウ) 平成29年5月に、8月の日帰り利用の承認を受けた団体において、6月に利用人数の変更が行われていたが、利用承認変更申請書の提出が確認できなかった。また、利用日当日に利用の取消しが行われていたが、利用承認取消申請書の提出が確認できなかった。さらに、前納することが必要な使用料の納付が確認できなかった。

イ ふじの体験の森やませみ

(ア) 平成29年7月に日帰り利用した団体及び10月に宿泊利用した団体において、利用承認申請書の提出が、規則で定める期間を過ぎている団体が見られた。

(イ) Sネットによる利用承認申請について、利用承認に係る決裁処理が行われていなかった。

今後、利用承認事務に当たっては関係諸規程を遵守し、事務処理方法や確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

(2) 委託料の支出に関する事務について

ア 相模川ビレッジ若あゆ

「相模原市立相模川自然の村野外体験教室の管理に関する協定書」に基づく指定管理料の支出について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (ア) 清掃業務について、仕様書ではグリストラップについては年12回以上、床タイルについては年2回以上清掃を実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では、実施したことを確認できなかった。
- (イ) 警備業務について、仕様書では警備員の巡回を一晩に4回以上実施することとされているが、指定管理者から提出された業務報告書では4回目の巡回の実施を確認できない日が散見された。

イ ふじの体験の森やませみ

ふるさと自然体験教室総合管理業務委託について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (ア) 契約規則第30条に基づき契約書に記載することが必要とされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。
- (イ) 開所日に実施することとされている1階更衣室の清掃について、契約相手方から提出された清掃作業報告書では、実施したことを確認できない日が散見された。また、週3回程度実施することとされている脱衣室トイレの清掃について、6月の実施は1回のみとなっていた。
- (ウ) 夜間警備業務について、仕様書で建物内外の巡回や施錠等を行うため必要な人員を配置し、常時1名は事務室で待機することを定めているが、実際の夜間警備業務は1名で行われていた。また、実際に巡回を行った時間が仕様書で定められた時間と相違していた。
- (エ) 空調に関する設備点検業務について、仕様書と設備点検報告書で形式名の相違や、報告書の提出の遅延が見られた。
- (オ) 施設管理業務について、仕様書で提出することとされている日報が未提出となっていた。また、月報の提出漏れが見られた。

契約業務の適正な履行を確認することは、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。今後は、契約事務における履行確認の重要性を再認識し、契約書約款、仕様書、報告書類等関係書類の記載内容を十分確認し、適正に事務を執行されたい。

13 意見

(1) 利用承認事務について

利用承認に係る申請書や通知書については、規則で名称が定められているが、実際に使用している申請書等の名称が規則と異なるものが多数見られた。また、若あゆとやませみの間で異なっている事例や、Sネットから出力されたものとそれ以外とで異なっている事例が見られた。今後は、使用する申請書の名称等について、事務の正確性や効率性向上のため規則に従い統一化を図られたい。

また、利用承認に当たって、職員間で宿泊利用と日帰り利用の取扱いについて運用が相違している事例が見られたが、根拠を明確化し統一的な運用を図られたい。

(2) 野外体験教室について

平成32年4月に施行される小学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第63号)及び平成33年4月に施行される中学校学習指導要領(平成29年文部科学省告示第64号)では、自然の大切さや他者との協働の重要性等を実感するための体験活動や集団宿泊体験活動が重視されることとなる。

本市の野外体験教室はこれまで多くの児童生徒に利用され、様々な体験活動が行われており、昨年度の学校利用アンケートの結果からも、職員の支援の下、児童生徒が意欲的に取り組み、学校のねらいが達成されていることがうかがわれるところである。今後とも、充実した体験活動が行われるよう取り組まれたい。

第5 工事監査(第2期)

1 監査対象工事及び監査実施課

工事請負費及び需用費の施設修繕料のうち、執行額、工事内容等を考慮し選定した。

対 象 工 事	監査実施課
(1) 工事請負費に係る事務	
ア 市立共和小学校給食受入庫改修工事	教育環境部 学校保健課、学校施設課
イ 市立大野台中学校A 2棟トイレ改造工事	教育環境部 学校施設課
ウ 市立大野台中学校A 2棟トイレ改造機械設備工事	
エ 市立緑が丘中学校普通教室等空調設備設置工事	
オ 市立緑が丘中学校普通教室等空調設備設置電気設備工事	
(2) 需用費の施設修繕料に係る事務	
ア 市立桜台小学校外3校バスケットゴール補強修繕	教育環境部 学校施設課
イ 市立淵野辺小学校外2校バスケットゴール等補強修繕	
ウ 市立相武台小学校外2校バスケットゴール補強修繕	
エ 市立鹿島台小学校外2校バスケットゴール等補強修繕	
オ 市立上溝小学校外3校バスケットゴール等補強修繕	
カ 市立旭小学校外2校バスケットゴール等補強修繕	
キ 相模原球場手洗所修繕	生涯学習部 スポーツ課

(1) 工事請負費に係る事務において、契約事務は企画財政局財務部契約課、検査事務は都市建設局技術監理課に対しても監査を実施した。

2 主なりスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第23条第6項第4号の規定に基づき次のとおり主な着眼点を定め、監査を行った。

対象事務	リスク	主な着眼点
(1) 工事請負費に係る事務 (2) 需用費の施設修繕料に係る事務	不経済な支出が行われるリスク 施設の品質低下のリスク	ア 積算書の数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。 イ 契約の方法、手続及び時期は適切か。 ウ 設計図書どおり施工されているか。 エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

3 主な監査手続

監査基準第26条及び第27条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

(1) 書面調査

監査対象工事が法令等に基づき適正に執行されているかについて、次の書面等を確認した。

工事設計書、契約関係図書、財務関係図書、各種届出書、工事関係図書、完成図書、検査関係図書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) ヒアリング

学校施設課及びスポーツ課の所属長に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

4 監査対象工事の概要

(1) 工事請負費

ア 市立共和小学校給食受入庫改修工事

契約金額 7,938,000円

契約方法 指名競争入札

契約期間 平成29年6月30日から平成29年8月28日まで

工事内容 教室(支援級)を給食受入庫に改修

イ 市立大野台中学校A2棟トイレ改造工事

契約金額 16,187,040円

契約方法 一般競争入札

契約期間 平成29年3月10日から平成29年7月7日まで

工事内容 和式便器を洋式便器に改造

ウ 市立大野台中学校A2棟トイレ改造機械設備工事

契約金額 12,290,400円

契約方法 一般競争入札

契約期間 平成29年3月10日から平成29年7月7日まで

工事内容 和式便器を洋式便器に改造

エ 市立緑が丘中学校普通教室等空調設備設置工事

契約金額 51,537,600円

契約方法 一般競争入札

契約期間 平成29年6月23日から平成29年9月29日まで

工事内容 普通教室への空調設備の設置

オ 市立緑が丘中学校普通教室等空調設備設置電気設備工事

契約金額 6,728,400円

契約方法 指名競争入札

契約期間 平成29年6月23日から平成29年9月29日まで

工事内容 普通教室への空調設備の設置

(2) 需用費の施設修繕料

ア 市立桜台小学校外3校バスケットゴール補強修繕

契約金額 2,496,960円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成29年4月3日から平成29年4月7日まで

工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴールの落下防止)

対象校 桜台小学校、大沼小学校、大野台小学校及び上鶴間小学校

イ 市立淵野辺小学校外2校バスケットゴール等補強修繕

契約金額 2,418,120円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成29年4月10日から平成29年4月14日まで

- 工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴール及び照明器具の落下防止)
- 対象校 淵野辺小学校、光が丘小学校及び並木小学校
- ウ 市立相武台小学校外2校バスケットゴール補強修繕
- 契約金額 1,879,200円
- 契約方法 随意契約(見積合せ)
- 契約期間 平成29年4月17日から平成29年4月24日まで
- 工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴールの落下防止)
- 対象校 相武台小学校、緑台小学校及び共和小学校
- エ 市立鹿島台小学校外2校バスケットゴール等補強修繕
- 契約金額 1,794,960円
- 契約方法 随意契約(見積合せ)
- 契約期間 平成29年4月28日から平成29年5月8日まで
- 工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴール及び照明器具の落下防止)
- 対象校 鹿島台小学校、作の口小学校及び中央小学校
- オ 市立上溝小学校外3校バスケットゴール等補強修繕
- 契約金額 1,762,560円
- 契約方法 随意契約(見積合せ)
- 契約期間 平成29年5月8日から平成29年5月15日まで
- 工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴール及び照明器具の落下防止)
- 対象校 上溝小学校、大沢小学校、大野小学校及び鶴の台小学校
- カ 市立旭小学校外2校バスケットゴール等補強修繕
- 契約金額 2,083,320円
- 契約方法 随意契約(見積合せ)
- 契約期間 平成29年5月10日から平成29年5月17日まで
- 工事内容 屋内運動場の耐震補強(吊下げ式バスケットゴール及び照明器具の落下防止)
- 対象校 旭小学校、向陽小学校及び横山小学校

キ 相模原球場手洗所修繕

契約金額 2,499,120円

契約方法 随意契約(見積合せ)

契約期間 平成29年6月1日から平成29年7月7日まで

工事内容 和式便器の洋式便器への更新

5 監査の結果

(1) 注意事項

ア 学校施設課が4月から5月にかけて実施した、市立小学校の耐震補強に関する屋内運動場吊下げ式バスケットゴール修繕について調査したところ、20校を対象とする総額12,435,120円の修繕を6件の随意契約として、2者と契約を締結していた事例が見られた。

小規模かつ簡易で小額な修繕であるため通常は学校単位で発注しているところ、事務や施工の効率性、受注機会の創出、各学校の状況等を勘案して、3校又は4校ずつにまとめて随意契約したとのことであるが、6件の修繕の内容はおおむね同一であり、短期間に連続して実施されていた。

「入札・契約事務の適正執行について」(平成29年3月28日契約課長通知。以下「契約課長通知」という。)では、「市が発注する契約は、競争が原則であり、また公平性、透明性も求められていることから、発注する業務の内容及び性質を十分検討し、競争入札が可能なものについては、競争入札で執行すること。また、入札すべき契約を分割することにより随意契約とすることのないよう留意すること」とされている。

今後は、随意契約が例外的な方法であることを再認識し、競争性、公平性及び透明性の確保の観点から、工事等の発注に当たっては競争入札の可能性を十分に検討するなど、適正に契約事務を執行されたい。

イ 学校施設課の市立桜台小学校外3校バスケットゴール補強修繕ほか2件の修繕及びスポーツ課の相模原球場手洗所修繕について調査したところ、検査調書に代わる書類としての「完成届」には、検査について記録する欄に実施日の記載はあるが、合格に関する記載欄がないなど、当該修繕の検査の詳細が不明確な状況となっていた。

検査を的確に実施することは、契約業務の適正な履行を確保するとともに、公金を支出する上で大変重要である。

今後は、修補事項や検査合格日等の詳細を検査調書等の検査に関する書類に明確に記載するなど、適正に検査事務を執行されたい。

(2) 教育局におけるその他の工事に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

6 意見

(1) 予定価格の設定について

学校施設課及びスポーツ課の修繕において、1者から徴取した見積書を参考に予定価格が設定されていた。

予定価格の設定について、契約課長通知では「1者からの参考見積書で予定価格を設定することにより、不調になったり、公平な入札にならなかったりする事例が散見されることから、可能な限り参考見積書を複数者から徴取するとともに見積額の内容を確認し、取引の実例価格等を考慮して適正な予定価格を設定すること」とされている。

今後は、入札において公平性を確保することの重要性を再認識するとともに、参考見積書を複数者から徴取するなど、適正な予定価格の設定に努められたい。

(2) 工事関係書類の管理について

学校施設課の工事に関する書類について、「簡易な変更に伴う直接工事費比較表」「工事打合せ書」等が予算執行に係る工事関係図書とは別に保管されていた。また、施設修繕に関する書類については、「箇所図」「図面」「仕様書」及び予定価格を設定した資料等が工事関係図書とは別に保管されていた。

工事等の監督に際し、これらの書類は工事関係図書として一元的に管理することが必要である。今後は、工事関係書類の適切な管理を徹底することにより、事務処理ミス未然防止とともに、効率的な事務執行を図られたい。